

私たちの村 平成27年4月1日現在 ※（ ）内は前月比  
人口 1,077人(-9)/男 527人(-8)/女 550人(-1)/世帯数 509戸(±0)

〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原354 大鹿村役場  
ホームページアドレス <http://www.vill.ooshika.nagano.jp>  
電子メールアドレス [info@vill.ooshika.lg.jp](mailto:info@vill.ooshika.lg.jp)



卒業 新たな世界へ！

大鹿小学校7名の卒業式

2015  
4

広報

おおしか

No. 233

◇平成27年4月発行／大鹿村役場 ◇印刷／龍共印刷株式会社



the most beautiful  
villages  
in japan

# 平成27年度

# 村の予算

平成27年度一般会計予算及び特別会計予算を平成27年3月定例村議会に上程し、可決されました。

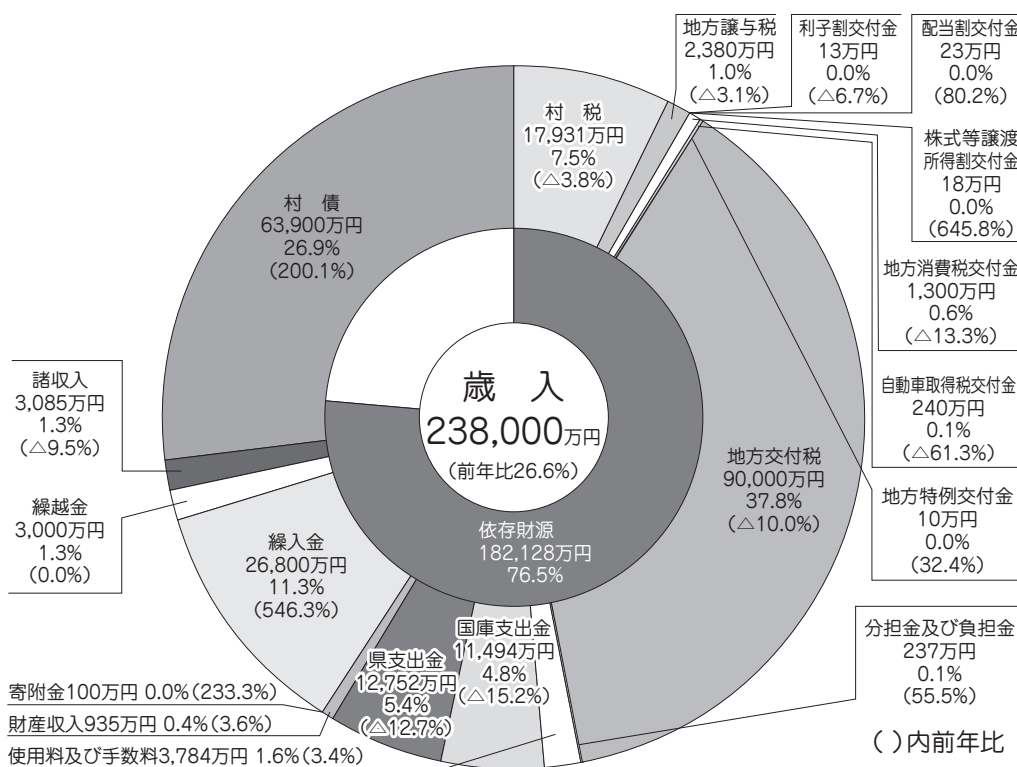
一般会計では歳入歳出とも23億8千万円となり、前年度当初予算に比べ金額では5億円、率では26.6%の増額となりました。

## 歳入

歳入では、村民税のうち固定資産税で、長野県企業局（大鹿発電）施設の減価償却等に伴い四七六万円の減額を見込んでいます。普通交付税については前年度の交付額や地方財政計画から、前年度当初予算額よりも一億円減額の九億円を見込みました。

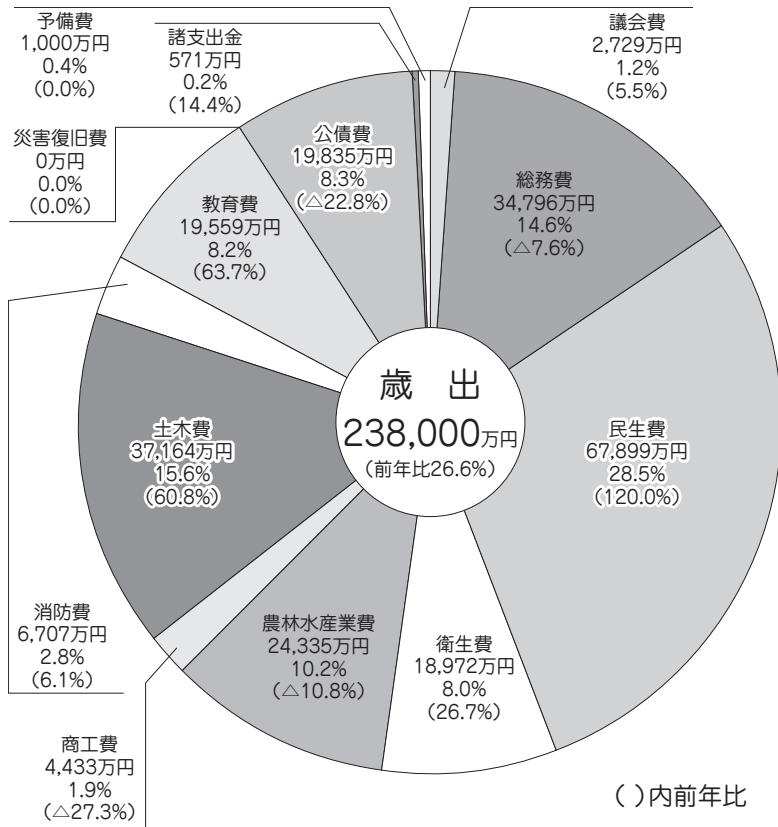
また共通番号制度導入に伴うシステム改修や観光地トイレの改修などが終了したことに伴いまして国庫支出金が二、〇六六万円、県支出金が一、八五七万円それぞれ減額となりました。

このほか、基金の取り崩しは前年度比五四六%増の二億六、八〇〇万円。また、老人福祉センター・生活支援ハウス改修工事と西地区住宅建設のため村債（借金）の借入が前年度比二〇〇%増の六億三、九〇〇万円となっています。



一般会計の歳入内訳表

| 歳入       | 予算額<br>(単位：万円) | 主 内 容                                                                                              |
|----------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村 税      | 17,931         | ○ 村民税 ○ 法人税 ○ 固定資産税 ○ 軽自動車税 ○ 村たばこ税 ○ 入湯税                                                          |
| 譲与税・交付金  | 3,984          | ○ 国・県税の一部を一定の基準により譲与・交付されるもの                                                                       |
| 地方交付税    | 90,000         | ○ 県及び市町村が標準的な一定水準の行政事務を遂行するために必要な経費のうち、村税・譲与税・交付金等の収入見込み額で賄えない財源不足額について国税を一定割合の額で公平に補填するもの         |
| 分担金及び負担金 | 237            | ○ CATV加入負担金 ○ 老人施設入所者負担金 ○ 鳥獣被害防止施設工事負担金                                                           |
| 使用料及び手数料 | 3,784          | ○ CATV施設使用料 ○ 保育所使用料 ○ 家畜診療所等使用料 ○ 夏秋いちご栽培施設使用料 ○ 観光施設等使用料 ○ 村営住宅等使用料 ○ 博物館等使用料 ○ 燃やすごみ処理等手数料      |
| 国庫支出金    | 11,492         | ○ 障害者自立支援給付費 ○ 児童手当 ○ 社会保障・税番号システム整備 ○ 臨時福祉給付金 ○ 合併浄化槽設備事業補助 ○ 公営住宅整備事業補助 ○ 道路整備事業補助 ○ 鳥獣害防止対策事業補助 |
| 県支出金     | 12,752         | ○ 障害者自立支援給付費 ○ 授産施設事業費 ○ 児童手当県負担金 ○ 電源立地地域対策交付金 ○ 地籍調査事業補助 ○ 元気づくり支援金 ○ 福祉医療 ○ 合併浄化槽設置事業補助         |
| 財産収入     |                | ○ 村有土地建物賃付収入 ○ 基金利子 ○ 間伐材等売却収入                                                                     |
| 寄 附 金    | 935            | ○ ふるさと大鹿応援寄付金                                                                                      |
| 繰 入 金    | 100            | ○ 減債基金繰入金 ○ 公共施設等整備基金繰入金 ○ 文教施設整備基金繰入金 ○ ふるさとづくり基金繰入金 ○ 高齢者福祉基金繰入金                                 |
| 繰 越 金    | 26,800         | ○ 前年度繰越金                                                                                           |
| 諸 収 入    | 3,000          | ○ 水源林造成受託事業 ○ 授産所製品加工収入 ○ 砂利採取協力金 ○ 介護給付費収入                                                        |
| 村 債      | 3,085          | ○ 過疎対策事業債 ○ 臨時財政対策債 ○ 全国防災事業債                                                                      |
| 計        | 63,900         |                                                                                                    |



## 各会計予算概要

(単位：万円)

| 会 計         | 平成27年度当初予算額 | 平成26年度当初予算額 | 増減額     | 増減率 (%) |
|-------------|-------------|-------------|---------|---------|
| 一 般 会 計     | 238,000     | 188,000     | 50,000  | 26.6    |
| 国民健康保険特別会計  | 18,479      | 15,819      | 2,660   | 16.8    |
| 診療所特別会計     | 12,005      | 10,852      | 1,153   | 10.6    |
| 村営水道特別会計    | 9,164       | 7,436       | 1,728   | 23.2    |
| 介護保険特別会計    | 17,510      | 20,129      | △ 2,619 | △ 13.0  |
| 後期高齢者医療特別会計 | 2,171       | 2,154       | 17      | 0.8     |
| 合 計         | 297,329     | 244,390     | 52,939  | 21.7    |

## 一般会計の費目別主要事業

| 歳 出         | 予 算 額<br>(単位：万円) | 主 な 事 業 名                                                                        |
|-------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 議 会 費       | 2,729            | ○村議会運営経費                                                                         |
| 総 務 費       | 34,796           | ○廃止代替バス運行補助金 ○北部事務組合負担金 ○「日本で最も美しい村」推進事業 ○CATV管理経費 ○リニア対策経費 ○地籍調査事業 ○県議会・村議会選挙経費 |
| 民 生 費       | 67,899           | ○老人福祉事業 ○高齢者福祉施設改修事業 ○在宅介護支援センター運営事業 ○定住対策経費 ○村外通勤費補助 ○児童手当 ○保育所運営経費             |
| 衛 生 費       | 18,972           | ○患者輸送車運行事業 ○予防・健康増進事業 ○環境等パトロール事業 ○合併浄化槽等設置補助事業 ○し尿・ごみ処理事業                       |
| 農 林 水 産 業 費 | 24,335           | ○農業委員会運営経費 ○家畜診療所運営事業 ○有害鳥獣駆除対策経費 ○日本型直接支払事業 ○林業技術者育成事業 ○造林事業 ○林道事業              |
| 商 工 費       | 4,433            | ○観光情報の受発信 ○商工会・観光協会補助 ○観光施設維持修繕                                                  |
| 土 木 費       | 37,164           | ○村道改良・維持工事 ○河川改修工事 ○村営・公営住宅管理運営 ○西地区住宅建設事業 ○太陽光発電設備設置補助                          |
| 消 防 費       | 6,707            | ○常備・非常備消防業務 ○山岳遭難救助業務                                                            |
| 教 育 費       | 19,559           | ○小中学校教育 ○中学校体育館耐震化事業 ○中学校プール修繕事業 ○歌舞伎伝承事業 ○文化施設管理運営 ○公民館活動事業                     |
| 災 害 復 旧 費   | 0                |                                                                                  |
| 公 債 費       | 19,835           | ○長期債償還元金・利子                                                                      |
| 諸 支 出 金     | 571              |                                                                                  |
| 予 備 費       | 1,000            | ○基金積立利子                                                                          |
| 計           | 238,000          |                                                                                  |

## 歳出

歳出の内、総務費では火葬場事業の負担金、共通番号制度導入によるシステム改修、ケーブルテレビ施設の防災対策の終了に伴い七・六％の減額となっています。また、引き続き地域おこし協力隊、集落支援員制度の活用により、地域の活性化を図ります。

民生費では、老人福祉センターの建て替えと生活支援ハウスの増設に伴い三億七、七七一円を見込んでいたため前年度比一二〇％の増額となっています。

衛生費は、水道特別会計と診療所特別会計への繰出金が増加したため前年度比二六・七％の増額となっています。

土木費は道路改良工事につきましては減額となっています。また、カラマツの家建設事業が皆減となっていますが、新たに西地区へ集合住宅を建設するため一億八、二七八万円を見込んでいます。

教育費では小中学校のパソコン等の更新で三、一〇一万円、中学校体育館の天井耐震化工事で三、三四三万円を新規で見込んでおり、対前年度比六三・七％の増額となっています。

公債費（借金の返済）につきましては償還が進んでおり対前年度比二一・八％の減額となっています。



# 日本で最も美しい村づくり推進本部 全体会議開催

3月27日(金)大鹿村役場に於いて開催された全体会議におかれまして、平成27年度の推進計画が確定しましたので皆様にお伝え致します。

## 平成27年度大鹿村日本で最も美しい村づくり推進計画

### ①日本風景街道と沿道景観整備

自治会活動支援交付金による美しい村づくりの推進、清掃活動の充実、クリーンパトロールの実施、花木の植栽、花を飾る工夫、道路穴埋め、自治会との連携強化

### ②美しい景観を育てる

美しい村づくり事業屋根塗り替え事業補助金の推進、景観モデル地区、「美しい村案内人」講座、景観を損ねないものの推進、景観に配慮した公共工事、小中学校との協力

### ③大鹿ブランドの構築とPR活動の推進

大鹿ブランドの構築、大鹿の“味”の確立、美しい大鹿村の再発見

### ④美しい村と伝統文化等の保存・継承

大鹿歌舞伎の後継者づくり、歴史を生かした取組み、集客施設の整備

### ⑤役場推進体制の確立

広報誌・CATVによる広報、朝清掃の継続

### ⑥自治会、各団体実施事業の補助制度

- ・大鹿ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）
- 村道、林道、農道の清掃植栽活動等への補助（苗、種、肥料、資材の補助）

失ったら二度と取り戻せない大鹿村の風景や自然・文化を守り伝えるため  
みなさまのご協力をお願いいたします。



小学校、小渋橋に花を飾る会



中学校



アスナロボランティア

# 景観に配慮した屋根の色に塗り替えませんか

## ～村の補助制度をご活用ください～

### ○大鹿村美しい村づくり事業補助金 屋根塗り替え事業

#### ▼概要

大鹿村の美しい景観を守るため、屋根の塗り替えにあたり、村の指定色へ塗り替えを行う場合に、費用の一部を村が補助します。

#### ▼対象物件

人の居住の用に供する家屋及び付属屋、集会所、事務所、店舗等が対象となります。

#### ▼補助対象の事業及び補助率は、次のとおりです。

平成26年度より村外者についても補助を受けられるようになりました。

また、1平方メートル当たり補助単価上限が2,500円となりました。

| 種 類               | 補助内容                          | 対 象 者                      | 補 助 基 準 |        |
|-------------------|-------------------------------|----------------------------|---------|--------|
|                   |                               |                            | 補 助 率   | 限 度 額  |
| 屋根塗り替え事業<br>(その1) | 赤、青等美しい村にふさわしくない色から村の指定色へ塗り替え | 大鹿村に住所を有する者及び大鹿村に住所を有する事業所 | 8 / 10  | 20万円   |
|                   |                               | 上記以外                       | 5 / 10  | 12.5万円 |
| 屋根塗り替え事業<br>(その2) | 茶、黒、灰系等ふさわしい色から村の指定色へ塗り替え     | 大鹿村に住所を有する者及び大鹿村に住所を有する事業所 | 5 / 10  | 12.5万円 |
|                   |                               | 上記以外                       | 3 / 10  | 7.5万円  |

#### ★自分で塗り替えを実施する場合の補助について

塗料代（さび止め塗料及び希釈シンナー含む）のみ対象となります。

▽指定色とは、景観審議会で決められた色で、黒を基本とした色となります。

▽ふさわしくない色とは、一般的に、周辺景観に調和しない色をいいます。

▽ふさわしい色とは、一般的に、周辺景観に調和する色をいいます。

★尚、100㎡を超える屋根の塗り替えについては、大鹿村美しい村づくり条例の届出が必要です。

また、塗り替え30日前までに届出書の提出が必要です。



### ○大鹿村美しい村づくり条例の届出について

▼条例に基づき届出が必要な行為及び規模（住民の方の対象となるもの）

| 区 分 |                                       | 規 模 等                    |
|-----|---------------------------------------|--------------------------|
| 建築物 | 建築物（住宅等）の新築、増築、改築又は移転                 | 高さ10mまたは、建築面積が50㎡を超えるもの  |
|     | 建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩（屋根や外壁の塗り替え） | 修繕等にかかる面積の合計が、100㎡を超えるもの |

補助金の申請を希望される方は、役場 総務課 企画財政係 ☎39-2001まで

# 住宅の新築をお考えではありませんか？

## ○大鹿村住宅新改築等補助金（40歳以下の方限定）

### ■補助対象者 次のいずれにも該当する方

(1)大鹿村に既に定住している方、又はI・U・Jターン者で、大鹿村を生活の本拠地として住所を有し、かつ、永住の意思がある方

(2)申請時の年齢が満40歳以下の方（夫婦の場合はどちらか一方で可）

注）この補助金は1世帯1回を対象としています。国・県・村等から交付される他の補助金等（長期優良住宅、信州型エコ住宅、県産材住宅等の補助金及び道路用地等のため収用を原因とする補償金）を受けて事業を実施する場合は、他の補助金等を控除した額を補助基準額とします。

| 種 類                    | 補 助 要 件                                                                                                                                                                                                   | 補 助 基 準 |                                              |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------|
|                        |                                                                                                                                                                                                           | 補助率     | 補助金限度額                                       |
| 若 者 住 宅<br>新 築 等 補 助 金 | <p>台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅を新築又は中古住宅を取得し、申請者への建物登記が完了したとき。</p> <p>(1)延べ床面積50㎡以上280㎡未満の住宅の新築</p> <p>(2)中古住宅の取得</p> <p>(3)併用住宅の新築又は取得の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していることとし、延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額が補助対象</p> | 1/3     | <p><b>100万円</b></p> <p>（村内業者が施工の場合150万円）</p> |
| 若者住宅改築<br>補 助 金        | <p>自己の居住の用に供し、村内に存する住宅の改築で、対象となる工事費用が20万円以上とする。</p> <p>(1)経年劣化した住宅の改修工事</p> <p>(2)高気密、高断熱、高効率などの改修工事</p> <p>(3)その他村が認める工事</p>                                                                             | 1/2     | <p><b>50万円</b></p> <p>（村内業者が施工の場合60万円）</p>   |
| 若者住宅用地<br>取 得 補 助 金    | <p>自己の居住の用に供する住宅を新築するための住宅用地の取得又は中古住宅取得に付随した住宅用地を取得し、申請者への所有権移転登記が完了したとき。</p> <p>(1)住宅用地取得後、1年以内に住宅の建築に着手すること</p> <p>(2)住宅用地は原則として150㎡以上</p> <p>(3)中古住宅用地の場合は、中古住宅取得前後1年以内に当該用地を取得した場合に限ります。</p>          | 1/3     | <p><b>60万円</b></p>                           |

# 空き家の維持管理・取壊し等でお困りのみなさまへ 空き家対策事業補助金をご活用ください

大鹿村では定住促進による地域の活性化と美しい集落環境を維持するため、空き家所有者等、若しくは定住者が行う事業に要する経費に対し補助金を交付します。平成26年度は、空き家活用事業4件、老朽空き家対策事業3件の補助金の活用をいただきました。

\* 空き家活用事業及び空き家改修事業は、大鹿村ホームページ（空き家情報）に登録された物件であることが補助金交付の条件となります。

| 事業名       | 補助対象事業                                                                                        | 補助対象者                         | 補助基準 |      |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------|------|
|           |                                                                                               |                               | 補助率  | 限度額  |
| 空き家活用事業   | 空き家（注①）を賃貸又は売却して定住促進に寄与するため、家財道具等の搬出や清掃等を行う費用。<br>(1) 家財道具等の運搬及び処分<br>(2) 屋内及び屋外の清掃           | 所有者等（注②）                      | 8/10 | 10万円 |
| 空き家改修事業   | 定住するために、新たに賃借又は購入した空き家の改修で、対象となる工事費が20万円以上とする。<br>(1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修<br>(2) 内装、屋根、外壁等の改修    | 定住者（注③）であって、所有者等の3親等以内の親族でない者 | 5/10 | 50万円 |
| 老朽空き家対策事業 | 美しい集落環境の維持と防災、獣害防止等に寄与するため、老朽化して危険な空き家の撤去及び清掃等を行う費用。<br>(1) 解体及び撤去、処分（注④）<br>(2) その土地の整地及び清掃等 | 所有者等                          | 8/10 | 50万円 |

注① 空き家……………大鹿村空き家情報に登録し、5年以上賃貸住宅として使用又は売却が可能な物件

注② 所有者等……………空き家及びその土地に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者

注③ 定住者……………20歳以上で大鹿村に5年以上定住する意思のある者（大鹿村に住民登録が必要です）

注④ 解体及び撤去、処分……………解体時に発生した廃材は、専門業者により適切に処理して下さい。個人で処理した場合は補助対象とならない場合があります。





# 大鹿村住宅リフォーム促進事業補助金

平成26年度は、若者住宅新築2件、住宅リフォーム5件の補助金の活用をいただきました。

## ■概要

居住する住宅等を村内の施工業者を利用して住宅増改築及びリフォーム（住宅の修繕、補修工事）を行う場合に、費用の一部を村が補助します。

## ■補助対象者

次のいずれにも該当する方

- (1)大鹿村に住民登録をし、居住し、かつ対象住宅を所有していること。
- (2)補助対象者及び同一世帯で生計を一にする全員が村税等、村への納付金を滞納していないこと。

注）過去にこの補助金及び他の住宅整備等に係る補助金の交付を受けた方、並びにその方と同居する方は補助対象者となりません。

## ■対象となる住宅等

当該年度の固定資産税が納付されており、自己の居住の用に供し、かつ村内に存する住宅及びその住宅に関係する施設

## ■補助金の額

対象となる工事費用が20万円以上でその費用の2分の1以内（補助金の上限は20万円。補助金の支払は工事完了後となります。）

## ■対象となる工事等

- (1)経年劣化した住宅の改修工事で、躯体の改修、クロスや畳、障子、襖やタイルなどの建具及び内装工事、屋根や外壁などの外装工事、間取りの変更
- (2)高気密、高断熱、高効率などの改修工事で、断熱材や断熱サッシなどの施工工事
- (3)高齢者や障害者等の生活の支障を取り除く改修工事で、バリアフリー改修工事
- (4)その他村が認める工事

注）村又は公的機関が行う他の住宅改修等に係る補助制度及び火災、自然災害等による保険給付金の対象となる工事との重複はできません。

## ■施工業者

村内に主たる事務所若しくは本店を有する法人又は個人事業主及び村内に支店若しくは営業所を有する法人で、村内の個人事業主に主たる工事を施工させること。



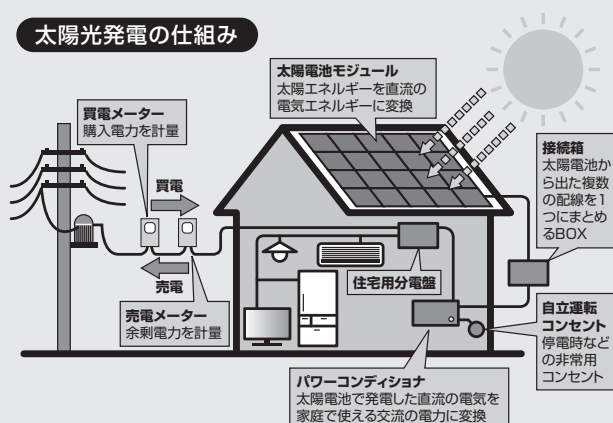
いずれの補助金も、申請・完了の際には補助金交付要綱に定める書類の提出が必要です。  
詳細は 役場住民税務課 管理係 ☎39-2001(代)までお問い合わせください。

## 太陽光発電システムの補助金のお知らせ

村では、地球温暖化対策の一環として、環境に優しいクリーンエネルギーの利用のため、住宅用太陽光発電システムを設置した場合次の補助制度がご利用できます。

**5万円/kw(上限25万円)**

### 太陽光発電の仕組み



【お問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで



# 合併処理浄化槽 設置のお願い

大鹿村は下水道の普及率が長野県下で一番低い位置となっています。このため、「合併処理浄化槽設置補助制度」と「住宅関係の補助制度」を活用による事業を進めています。この制度を活用していただき一刻も早い設置をお願いします。

## 活用できる補助制度

- 若者住宅改築補助金 補助金限度額 50万円(60万円)
  - 住宅リフォーム促進事業補助金 補助金限度額 20万円
  - 空き家改修事業 補助金限度額 50万円
- ※住宅関係補助制度の重複申請はできません。(一つのみ)  
※補助金の詳細については、今月号の広報誌でご確認ください。

## 合併浄化槽設置等補助金

| 人槽区分        | 限度額               | 付帯施設                                                                    | 設置後の維持費                         |
|-------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 5 人 槽       | <b>529,000円</b>   | 付帯施設の事業費<br>80%以内<br>限度額<br>150,000円<br>設置場所に住所を<br>有し、かつ、生活の<br>本拠とする者 | 浄化槽の法定検査を<br>受けた場合<br>年額20,000円 |
| 6 ～ 7 人 槽   | <b>744,000円</b>   |                                                                         |                                 |
| 8 ～ 10 人 槽  | <b>824,000円</b>   |                                                                         |                                 |
| 11 ～ 30 人 槽 | <b>1,854,000円</b> |                                                                         | 設置初年度<br>月額1,660円               |
| 31 ～ 50 人 槽 | <b>2,058,000円</b> |                                                                         |                                 |
| 51 人 槽 以上   | <b>2,349,000円</b> |                                                                         |                                 |

**参考例** 7人槽の合併浄化槽を導入し、住宅リフォーム促進事業補助金を活用した場合。

| 工事内容            | 補助金        | 補助内容    |
|-----------------|------------|---------|
| 合併浄化槽設置費（本体工事）  | 744,000円   | 浄化槽補助   |
| 流入・放流配管工事（付帯工事） | 150,000円   | 浄化槽付帯補助 |
| トイレ他改修工事（宅内工事）  | 200,000円   | 住宅補助    |
| 計               | 1,094,000円 |         |

【お問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

## ごみの減量化のため家庭用の生ごみ処理機の購入費を助成します

- 【補助額】 ○購入価格の1/2以内（補助金の上限3万円）
- 【補助を受けられる方】 ○大鹿村内に住んでいる方（事業者は対象になりません）  
○助成金交付後も、村内で継続的に生ごみ処理機を使用できる方  
○購入後、適切に使用し、たい肥を有効活用できる方
- 【補助の条件】 ○生ごみ処理機は、電化製品の新品であること  
（過去に販売または使用されていないもの）  
○1世帯1基のみ（5年経過後は、再助成も可）  
注）電化製品以外のコンポスター等は対象にはなりません。



【お問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

# 耐震診断(無料)であなたの家の安全性を確かめてみましょう

近年、全国で頻発する地震。大鹿村は東海地震の地震防災対策強化地域に指定されています。  
地震による家屋の倒壊から身を守るために“すまいの耐震性”を確認しましょう！  
～ 大鹿村では木造住宅の耐震診断・耐震改修を支援・促進します。～

大鹿村では、平成27年度において専門の耐震診断士による木造住宅の耐震強度の診断を実施します。

## 耐震診断から耐震改修(補強)工事までの流れ

### 1. 耐震診断申込み

対象住宅は、大鹿村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

**耐震診断を希望される方は役場住民税務課管理係にて申込みをお願いします。**

精密耐震診断(無料)…耐震改修工事を前提に概算工事費等詳細を知りたい方

専門の診断士が木造住宅耐震診断マニュアルに基づき精密診断

### 2. 耐震診断

診断を希望された方のお宅に、村より木造住宅耐震診断士を派遣し診断を行います。

また、診断結果については、結果評点に表し、後日、診断士が説明に伺います。

| 結果評点       | 判 定               |
|------------|-------------------|
| 1.5以上      | 安全と思われます。         |
| 1.0以上1.5未満 | 一応安全と思われます。       |
| 0.7以上1.0未満 | やや倒壊又は破壊の危険があります。 |
| 0.7未満      | 倒壊又は大破壊の危険があります。  |

精密耐震診断(無料)を希望された方

診断の結果、1.0未満(倒壊の危険がある)となった場合は耐震改修(補強)工事をご検討ください。

### 3. 耐震改修(補強)工事

耐震改修(補強)工事(補助金額60万円を上限に工事費の2分の1を補助)

精密耐震診断の結果、結果評点が1.0未満と診断された木造住宅に対し、0.7以上かつ工事前の評点を上回る工事を行います。

**『大鹿村木造住宅耐震改修事業補助金』**をご活用ください。

耐震診断・改修に関する【お問い合わせ先】 役場 住民税務課 管理係 ☎39-2001まで

## 村営住宅「大鹿カラマツの家」(下市場)が完成しました

昨年に引き続き大鹿産カラマツをふんだんに使用した世帯向け賃貸住宅「大鹿カラマツの家」が大河原下市場地区(旧JAみなみ信州農協跡地)に完成しました。

この住宅は、大鹿村に寄与していただくための住まいとして建設したことはもちろんですが、カラマツ素材の魅力や特長を知っていただき、カラマツ材を利用していただくことを目的としております。

本村は山林が面積の96%を占めそのうち人工カラマツ林は2,222haもの面積があり村固有の樹種です。

従来、カラマツは基礎杭や土木仮設材等に利用され戦後復興期にたくさん植林されました。しかし需要量を賄うことができず、木材の輸入が自由化されました。これに伴い時代は変わり外材の輸入量の増加がして国産カラマツの需要は激減しました。

しかしながら、本村におきましてカラマツは豊富な財産であります。カラマツ材の需要増につなげるため村は利用価値を高める研究を始めることになりました。

その結果、カラマツはねじれやヤニを多く含む住宅等の建築用材として利用できないものとされておりましたが、近年の乾燥技術の発達により建築資材として安心して使われるようになったことから、本村におきましても住宅・公共建物等に利用されている例を参考にカラマツ材普及に取り組む一つのきっかけとしてこの「カラマツの家」を建設することに至りました。

この家は村内の間伐したカラマツ材を土台以外すべてに使っており、カラマツ特有の経年変化により独特の赤みと艶が増す木目が特徴です。是非ご覧になって、カラマツ材の特長を知っていただきたいと思います。



### 南信州元気な森林づくり賞 地域材利用促進の部 優秀賞



去る平成27年2月19日に飯伊地区森林組合連絡協議会より「大鹿カラマツの家」が林業振興に貢献したことを称され表彰されました。



## 平成27年度 若者通勤費補助

村外に通勤する若者が村内で長く家庭生活を送ることを支援するため、通勤費の一部を補助します。

### 補助要件

- ①平成27年4月1日時点で年齢が満40歳以下である方。
- ②平成27年1月1日時点で大鹿村に住所を有し、なおかつ居住し、**今後も村外へ転出する予定がない方。**
- ③職場に通年にわたり雇用され、社会通念上の就業すべき日数（概ね20日位）を村外へ勤務及び通勤している方。
- ④定期運行される交通機関または主に自己が使用する自動車等を利用している方。

### 補助金額等

- ①補助金額 月額 15,000円
- ②補助金の対象期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間です。
- ③補助金の支払いは12月及び翌年4月の2回

### 補助金の申請時期

- ①6月1日から6月30日までに申請してください。 同報無線、CATVでお知らせします。
- ②年度途中から通勤することとなった方は、その時点で申請をしてください。
- ③昨年度において補助金の対象であっても、新たに申請が必要です。
- ④申請用紙は役場窓口でお渡しします。



※補助申請及び請求時には、必ず申請者本人が役場窓口へ持参提出してください。（簡単なヒアリングと本人確認を行います。）

【お問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

## 平成27年度 大鹿村総合型地域スポーツクラブ活動内容

大鹿村総合型地域スポーツクラブでは以下の内容で活動を行っています。是非ご参加ください！

### 1. 定期教室

| № | 教室名           | 教室内容                                                                                                    | 対象者        | 場 所                  | 開催日                     |
|---|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------|-------------------------|
| 1 | ソフトテニス教室      | 中学生は、部活とは違うコーチによる指導で、更なるレベルアップを目指します。小学生は早い時期からソフトテニスに親しむことを目的に、楽しみながら学びます。                             | 小学生<br>中学生 | 大 鹿 中 学 校            | 月2回<br>※開催日程は<br>随時お知らせ |
| 2 | サ ッ カ ー 教 室   | 小学生以上の男女を対象に活動をしています。毎年子ども達の試合を年に1～2回、大人の試合を年1回程度開催しています。子どもだけの参加もできますが、お父さんお母さんどうぞご参加下さい。サッカー経験なくてもOK。 | 小学生以上      | 大 西 総 合<br>グ ラ ンド    | 毎週水曜日                   |
| 3 | ニ ュ ー ス ポ ー ツ | 普段なかなか行うことの少ないニュースポーツ。みんなで気軽に楽しみましょう。囲碁ボールやスラックラインなど多数ご用意。行う競技は随時お知らせします。                               | 誰でも        | 大 鹿 小 学 校            | 第1・3月曜日                 |
| 4 | 健 康 教 室       | 身体の柔軟性・バランスを向上させ、体の歪みを整えましょう。また、この教室をきっかけに健康維持を考えていきましょう。                                               | 誰でも        | 大 鹿 村 交 流<br>セ ン タ ー | 第3木曜日                   |

※定期教室の参加にはクラブ会員になる必要があります。（年会費一人500円）

### 2. イベント

| № | イベント名                  | イベント内容                                                                    | 対象者              | 場所                   | 開催回数        |
|---|------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------|----------------------|-------------|
| 1 | 親 子 ス ポ ー ツ<br>交 流 大 会 | ～家族で楽しもうよ～<br>小学生とそのご家族を対象にしたスポーツ交流イベント。スポーツを通じて家族みんなでリフレッシュ！             | 主に小学生及び<br>そのご家族 | 大 鹿 小 学 校            | 5月頃         |
| 2 | マレットゴルフ大会              | ～いっちょ、やったる・・・か！～<br>春と秋、それぞれマレットゴルフをチームを組んで行います。さあ、優勝めざして頑張らまいか！          | 誰でも              | 大西マレット<br>ゴ ル フ 場    | 5・9月頃       |
| 3 | ニ ュ ー ス ポ ー ツ 大 会      | ～健康のため、何よりも自分のために～<br>健康、若さの秘訣は笑顔にあり！みんなでニュースポーツを楽しもう！2～3種目のニュースポーツを行います。 | 誰でも              | 大 鹿 小 学 校            | 11月頃        |
| 4 | 元旦ウォーキング大会             | ～本年も健康でありますように～<br>一年の計は元旦にあり。一年の健康を祈願するウォーキング大会。                         | 誰でも              | 大 鹿 村<br>交 流 セ ン タ ー | 1月1日<br>(金) |

※各イベントの参加にはクラブ会員でなくてもご参加いただけます。



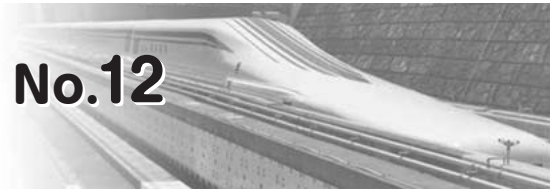
スポーツ振興くじ  
助成事業

【お問い合わせ先】 大鹿村総合型地域スポーツクラブ(大鹿村教育委員会内) ☎39-2100まで



# リニア中央新幹線情報 No.12

平成27年3月27日(総務課)



## 大鹿村リニア対策委員会報告

大鹿村はリニア工事による生活や環境に与える影響をできる限り少なくし、リニア工事が地域経済や村づくりに貢献されるよう、「大鹿村リニア対策委員会」で要望事項や対策を検討しています。2月に開催された第3回対策委員会の内容を以下のとおり報告いたします。

### 第3回対策委員会（平成27年2月24日 午後1時30分～3時45分開催）

#### ○協議事項（1）：委員会についての村の回答、傍聴規程について

- ・村の回答：①委員会の意見は全会一致で結論が出るものとは限らない。村は委員会の協議内容や意見を尊重して判断する。②議事録は個人名で意見を記録せず内容を記録する。委員会の内容は広報紙などで住民に周知する。③委員会審議時間は概ね2時間とする。
- ・委員会の傍聴規程：一般傍聴人数を5人とする傍聴規程を設ける。規程は平成27年3月1日から施行する。

#### ○協議事項（2）：有識者の小渋川橋梁の設置による地形・地質及び防災上のコメント

1. 南アルプスは褶曲山脈であるため、土被りの大きなトンネルの施工には、先端的な土木技術が必要であると思う。更に200m深くすることは、リスクが更に大きなものとなると思われる。
  2. 小渋川については、多くの砂防事業が施工されており、土石流が発生して下流まで影響することは考えにくい。このため、橋梁による土石流への影響はないと思われる。
  3. 小渋橋梁の施工やトンネルの施工が、深層崩壊を誘発する可能性は少ない。
- ・本日の有識者のコメント及びJ R 東海の説明を基にして、小渋川橋梁について検討する。

#### ○協議事項（3）：J R 東海からの説明

- ・非公開の協議：J R 東海の説明内容には協議中の事項や決定していない事項が含まれるため、非公開とすることについて委員会で協議し、非公開と決定した。
- ・J R 東海出席者：澤田部長以下5名。

#### ○J R 東海の説明概要

- ①小渋川横断の地下化について：土被りが更に大きくなり工事が難しいこと等が説明された。
- ②大鹿村内の工事スケジュールについて：トンネル・発生土仮置き、変電施設、橋梁、道路改修、事後調査・モニタリングの項目について、J R 東海の想定スケジュールが説明された。
- ③送電線について：本坑内には送電線を設置する場所がなく、列車走行時の落下防止や維持管理、異常時の対応の課題が多いため送電線を本坑内に設置できないこと。また、小渋川より西は先進坑設置計画がないことが説明された。

#### ○意見交換の概要

問：青木川のトンネル土被りは40mなのに小渋川を地下化の場合200mとした理由。

答：小渋川は流域面積や川の規模から土被り100mは必要。さらに下流の砂防堰堤による河川堆積物があることから130m（橋梁の高さ70mで200m）とした。

青木川斜坑は下り勾配で計画されており、本坑をこれ以上深くすると工事車両が上り下りできなくなる。また、断層地質のトンネルは比較的浅い方が影響が少ないため40mとした。

問：青木川の水収支解析の実施と予測データの公表。防水対策による工事实績などの説明。

答：青木川でも水収支解析を実施し工事前に説明する予定。防水対策は掘りながら検討していくため、今の時点でどの程度防水・減水となるか説明は難しい。

問：リニアの勾配を40パーミル（1kmで40mの勾配）とした理由。

答：リニアは40パーミル以上の勾配にできるが、消費電力やパワーが必要になり、制御に時間がかかる。走りやすさ、ダイヤ編成などを考慮して決めている。

問：工事着工の住民の理解を得るためにはどうするか。

答：工事説明会で工事車両の台数や工事内容を説明することとなるが、実際は工事説明会で初めて聞かされても地元では対応できないと考えている。事前に調整していくが、その方法や様々な意見への対応方法は決めている。対策委員会での説明、自治会長との懇談など、地元と話しながら工事説明会につなげていきたい。

問：松川インター大鹿線の改良は中途半端な計画とならないよう、県と連携して対応してほしい。

答：松川インター大鹿線を4工区に分けて測量を実施し改良を計画している。改良内容は県と調整中である。まずは改良計画を示し、意見を伺うこととしたい。

問：送電線の電磁波、景観のリスクなどデータを示して説明願いたい。

答：電磁波のデータは電力会社の資料で健康に影響がないとして公表されている。送電線に対する問題は景観であると思っている。電力会社と様々なルート計画を作り示していきたい。小渋橋から赤石岳方面を見た場合など、フォトモンタージュ等で提案する。

問：住民の信頼と理解を得ることが必要。地元住民と膝を交えた小さい説明会を希望する。

答：小さい説明会を開催し、多くの意見を聴いて信頼と理解を得よう行っていきたい。

問：小渋川沿いの運搬路は住民の要求として代替道路を要望している。これを前提として計画と協議を進めてほしい。

答：小渋川沿いの代替道路は河川担当者と協議中である。

問：工事関係の流入人口はどの程度か、地元で宿舎を作るか。

答：山梨実験線の坑口で約100人の例はある。通うのに遠い飯田市などの宿舎は考えにくい。

会長：今後もJR東海と協議していきたいので、このような機会を設けてほしい。

JR東海：呼んでいただければ説明に来させていただきたい。

○次回委員会は3月24日(火)午後1時30分開催としました。

## リニア着工前の村内調査状況について

JR東海では、村民の皆さんが大鹿村内で現在行われている調査状況をいつでも確認できるよう、大鹿村ケーブルテレビ文字放送・データ放送に情報を掲載することとしました。ケーブルテレビ12チャンネルで内容を確認できますのでご利用ください。

### ○現在行われている調査の状況（平成27年4月1日現在）

| 調査名   | 調査内容                                                                                                  | 調査範囲等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 調査期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水資源調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共水源、個人井戸、個人湧水、地表水</li> <li>●水位、水量、水温、pH、電気伝導率、透視度</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○釜沢地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>●事後調査：15ヶ所</li> <li>●モニタリング：1ヶ所</li> </ul> </li> <li>○上蔵地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>●事後調査：3ヶ所</li> <li>●モニタリング：4ヶ所</li> </ul> </li> <li>○青木地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>●事後調査：17ヶ所</li> <li>●モニタリング：7ヶ所</li> <li>●地表水流量観測：3ヶ所</li> </ul> </li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事後調査（月1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>●H26.12月～工事完了3年後の間</li> </ul> </li> <li>2. モニタリング（年2回） <ul style="list-style-type: none"> <li>●H26.12月～工事の間</li> </ul> </li> <li>3. 地表水流量観測（年2回） <ul style="list-style-type: none"> <li>●H24年～工事の間</li> </ul> </li> </ol> ※調査時は所有者に連絡 |
| 地質調査  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●釜沢非常口周辺の地質調査</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○釜沢地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>●水平ボーリング：1ヶ所</li> <li>●口径約20cm、1,000m調査</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●H27.2月～</li> <li>●日曜日を除く24時間</li> </ul> ※夜間作業に先立ち作業試験を実施予定                                                                                                                                                                                                                               |

・県道赤石岳公園線の測量・地質調査は3月で終了しました。

# ランド化しませんか

## 「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」 認定書授与式を開催



「お墨付商品」には、この  
シールが貼ってあります

大鹿村地域ブランド推進協議会では、3月27日(金)に役場2階 研修会議室において「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定書授与式を行いました。

26年度から取り組み始めた認定制度で、昨年9月から11月まで募集したところ、9名の皆さんから申込みがあり、19商品を認定したところです。(認定事業者及び商品一覧を参照)

平成27年4月から村内外へPRを行うなどの取り組みを積極的に進めて行きます。



### 《「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定事業者及び商品一覧》

| 認定事業者           | 商 品 名                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------|
| 有限会社<br>秋葉路     | ・ 塩もなか<br>・ くるキャラ                                      |
| 株式会社<br>前澤産業    | ・ 野沢菜醤油漬<br>・ 白菜醤油漬                                    |
| みどり会            | ・ 唐辛子味噌                                                |
| 美濃屋豆腐店          | ・ 大鹿地大豆とうふ                                             |
| ヘルシー Meat<br>大鹿 | ・ 味付け鹿焼き肉<br>・ 鹿サラミソーセージ<br>・ 野生鹿肉ソーセージ<br>・ 鹿肉のミートソース |

| 認定事業者          | 商 品 名                                                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社<br>大鹿里山市場 | ・ みそせんべい<br>・ あめ(ぶるべりー・山塩)<br>・ 大鹿みそだに～<br>・ ブルーベリーコンフィチュール<br>・ ブルーベリージュース |
| 山村民泊<br>あたらしや  | ・ 大鹿にんにく醤油                                                                  |
| 辻 信隆           | ・ 大鹿 信ちゃんのみそサブレ<br>・ 大鹿 信ちゃんのジャム&ジャムソース                                     |
| 北島 弘子          | ・ 夏秋いちごジャム                                                                  |

【お問い合わせ先】 役場 産業建設課 農林振興係  
☎39-2001まで



# 大鹿村の特産物をブ

## 農産物を使った新商品開発を支援します！

村では、農業者や事業者のみなさんが連携しながら、大鹿村農産物の価値を高め、消費者に提供する6次産業化の取り組みを支援しています。

「原材料を仕入れて、加工から販売は自分が行う」、「加工は外部に委託するが、自分が生産した物を使って販売も行う」、「自分が生産から加工・販売まで全て行う」など様々な6次産業化の進め方があります。

大鹿産の美味しい農産物を使って新商品を開発してみませんか？



### 《大鹿村6次産業化支援補助金の概要》

| 項 目         | 補助対象経費                                                    | 補 助 率 | 補助限度額 |
|-------------|-----------------------------------------------------------|-------|-------|
| 外 部 加 工 委 託 | 外部加工委託に係る費用<br>※商品の主要原材料は、大鹿村内で生産されたものを50%以上使用            | 2/3以内 | 5万円   |
| 推進法人等支援     | 商品化を推進しようとする法人が行う講習会など                                    |       | 10万円  |
| 加 工 設 備 導 入 | 加工設備導入に係る費用<br>※設備を使用して製造する商品の主要原材料は、大鹿村内で生産されたものを50%以上使用 | 1/2以内 | 10万円  |

#### 新商品開発後は…

「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」として「地域ブランド認定制度」にエントリーをしてはいかがでしょうか？

### 「お墨付商品」になると 次の支援制度が利用可能



#### 【「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」販路開拓・拡大の支援概要】

| 区 分         | 補助対象経費                   | 補 助 率 | 補助限度額 |
|-------------|--------------------------|-------|-------|
| 展示会等の出展費    | 出展（小間）料、搬入搬出費、説明員旅費 等    | 1/2以内 | 15万円  |
| 広 告 宣 伝 費   | 新聞等への広告掲載料、ポスター・チラシ印刷費 等 |       |       |
| 商 品 改 良 費   | 「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」の改良費用     |       |       |
| 専 門 家 支 援 費 | 専門家派遣事業に伴う自己負担費用         |       |       |
| 企業間連携強化費    | 物産展費（主催費又は参加費）・広告宣伝費 等   |       |       |

※「地域ブランド認定制度」のPRを併せて行うことが必要

# 税 務 だ よ り

平成27年4月号

## 平成27年度 村税の納付月一覧

| 納付月<br>税 目 |         | 4<br>月  | 5<br>月  | 6<br>月 | 7<br>月 | 8<br>月 | 9<br>月 | 10<br>月 | 11<br>月 | 12<br>月 | 1<br>月  | 2<br>月  | 3<br>月  | 備<br>考      |
|------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|
| 個人<br>住民税  | 普 通 徴 収 |         |         | 1<br>期 |        |        | 2<br>期 | 3<br>期  |         |         | 4<br>期  |         |         | 年<br>4<br>回 |
|            | ①特別徴収   | 11<br>期 | 12<br>期 | 1<br>期 | 2<br>期 | 3<br>期 | 4<br>期 | 5<br>期  | 6<br>期  | 7<br>期  | 8<br>期  | 9<br>期  | 10<br>期 | 毎<br>月      |
|            | ②年金特徴   | 1<br>期  |         | 2<br>期 |        | 3<br>期 |        | 4<br>期  |         | 5<br>期  |         | 6<br>期  |         | 偶<br>数<br>月 |
| 固 定 資 産 税  |         |         | 1<br>期  |        | 2<br>期 |        |        |         | 3<br>期  |         |         | 4<br>期  |         | 年<br>4<br>回 |
| 軽 自 動 車 税  |         | 1<br>期  |         |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         | 年<br>1<br>回 |
| ③国民健康保険税   |         | 1<br>期  | 2<br>期  | 3<br>期 | 4<br>期 | 5<br>期 | 6<br>期 | 7<br>期  | 8<br>期  | 9<br>期  | 10<br>期 | 11<br>期 | 12<br>期 | 毎<br>月      |

①個人住民税の特別徴収は、会社勤めの方で毎月の給与から源泉税等を天引きされている方です。(特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12ヶ月が1年分の課税月となります。網掛け部分は、前年分となります。)

②個人住民税の年金特徴(公的年金からの天引き)の対象者は、4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方です。

(ただし、介護保険料が年金から天引きされていない方や、天引きされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方などは対象となりません。)

天引きされるのは、公的年金等の年金所得から計算した住民税額のみです。

4・6・8月は前年度2月と同額が天引きされます。10・12・2月は26年度の年税額の残りの1/3ずつが天引きされます。

③国民健康保険税は、4月から6月まで 暫定、7月に本算定となり年間の額が確定します。

### ◎村税等のお支払は……便利な口座振替をご利用ください。

口座振替は預金口座から自動的に払い込まれるため、納期のたびに金融機関等へ行く必要が無く、また払い忘れがありません。納付の確認は通帳記帳によりできます。

【取扱金融機関】 JAみなみ信州、飯田信用金庫、郵便局、八十二銀行

【申し込み手続き】 役場に申込書がありますのでご利用ください。

## 軽自動車税の身障者等減免申請は4月23日(木)までです。

○身体に障害のある方または知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものは、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。

### □減免の対象となる軽自動車等

#### 1. 軽自動車等の所有者(納税義務者)および台数等

|                  |                                          |
|------------------|------------------------------------------|
| 軽自動車等の所有者(納税義務者) | 障害者本人または障害者と生計を同一にする者                    |
| 減免対象となる台数        | 身体障害者、知的障害者、または精神障害者1人につき1台(自動車、バイク等を含む) |

#### 2. 軽自動車等の使用目的

\*自動車検査証に自家用と記載されている軽自動車に限る。

|                                            |                           |
|--------------------------------------------|---------------------------|
| 障害者本人が運転する場合                               | 使用目的は問いません                |
| 障害者と生計を同一にする方が運転する場合、または障害者を常時介護する方が運転する場合 | 障害者の通学・通院・通所・生業のために使用する場合 |

### □減免の対象となる障害の範囲

|         |         |   | 身体障害者本人運転の場合 | 生計同一者運転の場合または常時介護者の運転の場合 |
|---------|---------|---|--------------|--------------------------|
| 身体障害者手帳 | 視       | 覚 | 1級～4級        | 1級～4級                    |
|         | 聴       | 覚 | 2級、3級        | 2級、3級                    |
|         | 平       | 衡 | 3級           | 3級                       |
|         | 音       | 声 | 〃            | —                        |
|         | 上       | 肢 | 1級、2級        | 1級、2級                    |
|         | 下       | 肢 | 1級～6級        | 1級～3級                    |
|         | 体       | 幹 | 1級～3級、5級     | 〃                        |
|         | 脳原性(上肢) |   | 1級、2級        | 1級、2級                    |
|         | 脳原性(移動) |   | 1級～6級        | 1級～3級                    |
|         | 内部障害    |   | 1級、3級        | 1級、3級                    |
|         | 免疫機能障害  |   | 1級～3級        | 1級～3級                    |

|        |      |   | 身体障害者本人運転の場合 | 生計同一者運転の場合または常時介護者の運転の場合 |
|--------|------|---|--------------|--------------------------|
| 戦傷病者手帳 | 視    | 覚 | 特別項症～第4項症    | 特別項症～第4項症                |
|        | 聴    | 覚 | 〃            | 〃                        |
|        | 平    | 衡 | 〃            | 〃                        |
|        | 音    | 声 | 特別項症～第2項症    | —                        |
|        | 上    | 肢 | 特別項症～第3項症    | 特別項症～第3項症                |
|        | 下    | 肢 | 〃            | 〃                        |
|        | 体    | 幹 | 〃            | 特別項症～第4項症                |
|        | 内部障害 |   | 〃            | 特別項症～第3項症                |

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 知的障害者 | 療育手帳のA1またはA2の交付を受けている方 |
|-------|------------------------|

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 精神障害者 | 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方 |
|-------|--------------------------|

①内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸若しくは小腸の機能障害のことをいいます。

②免疫機能障害とは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のことをいいます。

③音声機能障害は、咽頭摘出による場合に限ります。

④2以上の障害区分がある場合は、個々の障害区分の程度等につき減免の対象となるか判断になりますので、役場(税務係)までお尋ねください。

### □提出書類および提示書類

- ①軽自動車税減免申請書(税務係の窓口にあります)      ②自動車検査証または標識交付証明書  
 ③身体障害者手帳等(原本)      ④運転する方の免許証      ⑤印鑑

### □バイクや自動車を譲渡・廃車したときは…

○自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の車・バイク等の所有者に課税されます。

○車の売買・譲渡・廃車をしたときは、早めに名義変更や廃車の手続きをして下さい。また、引っ越して住所が変わったら、住民票の手続きだけでなく、クルマの変更手続きもしましょう。



## ふるさと大鹿応援寄付金について

平成25年度に『ふるさと大鹿応援寄付金』を募集しましたところ、村内外の皆様から18件、総額448,000円にも及ぶご寄付をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

皆様からいただいた寄付金につきましては、平成26年度で実施したそれぞれの事業へ使わせていただきましたのでお知らせします。



育林祭



石臼

| 取組み内容                        | 寄付金額(円) | 使 途                | 事業費(円)       |
|------------------------------|---------|--------------------|--------------|
| ①「日本で最も美しい村」づくり(景観・環境)に関する事業 | 115,000 | 屋根塗り替え事業           | 12,951,000   |
| ②森林整備、水源かん養に関する事業            | 25,000  | 育林祭開催経費            | 40,720       |
| ③教育の推進及び文化の保全に関する事業          | 205,000 | 小学校備品購入費(石臼他)      | 389,868      |
| ④福祉に関する事業                    | 23,000  | 保育所備品購入費(跳び箱用踏切板他) | 77,220       |
| ⑤その他の目的のために村長が認めた事業          | 80,000  | 屋根塗り替え事業           | (12,951,000) |

## 国民年金からのお知らせ

### ◆国民年金加入者の皆様へ 平成27年度国民年金保険料額は、月額15,590円です

国民年金保険料の額は、平成16年度の価格水準で規定された額をもとに、名目賃金の変動に応じて改定されます。平成27年度は平成26年度から340円引上げとなり、月額15,590円となります。

#### 便利な口座振替で保険料納付を

- 自動引き落としで納め忘れの心配がありません
- 金融機関に行く手間と時間が省けます

- お申し込みは、「口座振替申出書」に必要な事項を記入押印(金融機関届出印)の上、預金口座をお持ちの金融機関の窓口、年金事務所、または役場住民係窓口へご提出ください。

### 国民年金第1号被保険者等の方に「住民票住所申出書」が送られます

平成28年1月からのマイナンバー導入に向けて、機構が管理する年金情報に住民票コードが収録されていない国民年金第1号被保険者等の方に、4月から「住民票住所申出書」(ご本人から住民票住所をお知らせいただくための文書)が送られます。お知らせいただいた住所は、住民票コードを特定し、基礎年金番号とマイナンバーを紐付けるために使用します。(マイナンバーは住民票コードに基づき付番されます)ご協力をお願いします。

### ◆年金受給者の皆様へ 平成27年度の年金額は0.9%の引上げとなります

平成26年平均の全国消費者物価指数の公表により、平成27年度の年金額は、特例水準の解消やマクロ経済スライドによる調整もあわせて、平成26年度の年金額より0.9%の引上げとなりました。

受取額が変わるのは、4月分が支払われる6月からです。

【お問い合わせ先】 役場住民税務課住民係 ☎39-2001 飯田年金事務所 ☎0265-22-3641まで

## 戸籍の届書を出される皆さんへ

### 平成27年度は「人口動態職業・産業調査」を実施します

◆対象◆ 平成27年4月1日～平成28年3月31日の出生・死亡・死産・婚姻・離婚

平成27年度は「人口動態職業・産業調査」を実施しますので、出生・死亡・死産があった方と、婚姻・離婚された方は、届出の際に届書へ「職業」の記入をお願いします。死亡届の場合は「産業」も記入してください。

\*記載内容は公衆衛生、労働衛生、社会福祉、保健・年金などの政策に活用されます。

\*統計法に基づく国の統計調査です。ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

# 農業委員会だより

## 地域農業者等との意見交換会を実施しました

農業委員会では毎年、幅広い農業者を対象に、関係者も交えた意見交換会を行っています。平成26年度は、農業を目的としてここ数年に大鹿村へ転入された方を対象に行いました。当日は4名の方に出席いただき、大鹿村へこられた経緯や、将来の農業目標等をお話いただき、農業委員と今後の村の農業について意見交換をしました。

今後も幅広く農業に関する意見交換会を実施し、農業施策に反映していきたいと思っていますので、住民の皆様のご協力をお願いします。

## 地域連携推進員を設置しました

営農支援センターの機能強化を図るため、4月1日から地域連携推進員を設置しました。

地域営農の推進、担い手支援（就農相談・技術指導）等、地域農業に関することを行います。

地域連携推進員：北林秀昭さん  
勤務場所：役場産業建設課  
勤務日：週3日程度  
午前9時～午後5時



## 大鹿村赤十字奉仕団

## 福祉施設にタオルなどを届けました

大鹿村赤十字奉仕団では、多くの皆様方にご提供いただきましたタオル等を『大鹿村デイサービスセンター』と『まめ大福』にそれぞれ寄贈しました。ご協力ありがとうございました。



### ご提供していただいた内容

| 品名            | 数量     | 品名          | 数量   | 品名            | 数量 |
|---------------|--------|-------------|------|---------------|----|
| フェイスタオル       | 1,090枚 | 固形せっけん      | 284個 | 紙おむつ・生理用品     | 3袋 |
| バスタオル         | 94枚    | 粉洗剤         | 45個  | 箱ティッシュ        | 2箱 |
| ハンドタオル・ハンカチ   | 82枚    | 液体洗剤（詰替含）   | 8個   | キッチンスポンジ      | 2袋 |
| 手ぬぐい等         | 30枚    | ハンドソープ（詰替含） | 6個   | 漂白剤           | 1個 |
| タオルケット・シーツ・毛布 | 11枚    | ボディソープ（詰替含） | 9個   | リンス           | 2個 |
| 布切れ           | 1式     | 台所用洗剤       | 5個   | キッチンパック・パック洗剤 | 1式 |

## 赤十字活動(社費)へのご協力をお願いします

日本赤十字社では、災害救護活動をはじめ、奉仕団活動の積極的な展開、救急法、家庭介護法などの普及、医療事業、血液事業の推進など地域に根ざした活動を行なっております。

今年も、日本赤十字社の活動や事業を進めるための財源となる『社資』につきまして、大鹿村赤十字奉仕団員がお願いに伺いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

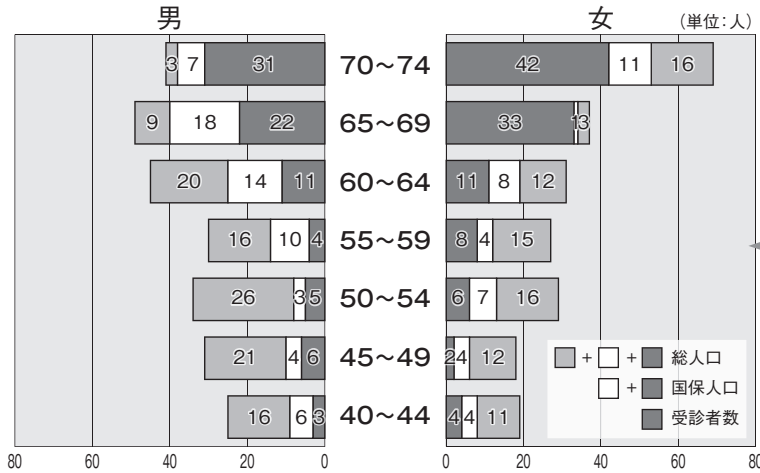
# こんばんは保健師です

## 大鹿村の 健診の状況



担当: 倉増比菜子

〈大鹿村の総人口のうちの国保人口・健診受信者数(平成25年度)〉



〈平成25年度 特定健診受診結果〉

|     | 健診項目       | 保健指導判定値    | 男   |       | 女   |       |
|-----|------------|------------|-----|-------|-----|-------|
| 肥満度 | BMI        | 25.0以上     | 23人 | 27.7% | 24人 | 22.6% |
|     | 腹囲         | 85・90cm以上  | 29人 | 34.9% | 16人 | 15.1% |
| 血 圧 | 収縮期血圧      | 130mmHg以上  | 48人 | 57.8% | 65人 | 61.3% |
|     | 拡張期血圧      | 85mmHg以上   | 23人 | 27.7% | 18人 | 17.0% |
| 脂 質 | 中性脂肪       | 150mg/dl以上 | 25人 | 30.1% | 23人 | 21.7% |
|     | HDLコレステロール | 39mg/dl以下  | 7人  | 8.4%  | 0人  | 0.0%  |
|     | LDLコレステロール | 120mg/dl以上 | 43人 | 51.8% | 61人 | 57.5% |
| 肝機能 | GOT        | 31U/l以上    | 18人 | 21.7% | 12人 | 11.3% |
|     | GPT        | 31U/l以上    | 26人 | 31.3% | 11人 | 10.4% |
|     | γ-GTP      | 51U/l以上    | 32人 | 38.6% | 9人  | 8.5%  |
| 血 糖 | 空腹時血糖      | 100mg/dl以上 | 37人 | 44.6% | 39人 | 36.8% |
|     | HbA1c      | 5.6%以上     | 42人 | 50.6% | 63人 | 59.4% |

□ 県と比べて高い □ 県と比べて10%以上高い

### 特定健診って何？

主に、皆さんが診療所で受けている誕生月健診のことです。脳梗塞や心筋梗塞など多くの病気は、その病気になる前に予防していくことが可能です。持病のある方も、その病気がこれ以上重症化しないようにしていくことが可能です。倒れて、寝たきりや介護が一生必要とならないようにするためには、まずは自分で自分の身体をしっかりと知っておく必要があります。手遅れになり、自分も家族も苦しい思いをしてしまわないよう1年に1回は健診を受け、保健師や栄養士と一緒に自分の健康、将来のことについて考えていきましょう。もちろん、分かっているけどできないこともあって当たり前です。ゆっくり、自分にあった方法を一緒に考えていきましょう。

皆さんが、病気で身体もお金も辛くなってしまうということがないように、私たちも真剣に一人ひとりの健康について考えていきます。まずは健診でお会いしましょう！

身体は、一つひとつの臓器が一人きりで働いているわけではありません。脳、心臓、様々な臓器が血管などで全て繋がっています。そのため、例えば「血糖値だけが低いけれど他は大丈夫」という場合も、今まで通りの生活では、後々各臓器などを傷めてしまいいきなり脳梗塞などで倒れてしまう…なんてことも大いにあります。大鹿村でも、左の表を見てもらうと、様々な健診項目が高値である人が多いことに気が付きます。

## 村税・料金 納付のお知らせ

### 毎月の料金

○ケーブルテレビ ○保育料 ○介護保険料 ○後期高齢者医療保険料 ○住宅料 ○水道料 ○その他利用料等

4月はここ!!



5月はここ!!



| 課税月      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 備考  |
|----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 税目(期)    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
| 住民税 普通徴収 |    |    | 1  |    |    | 2  | 3   |     |     | 4  |    |    | 年4回 |
| 固定資産税    |    | 1  |    | 2  |    |    |     | 3   |     |    | 4  |    | 年4回 |
| 軽自動車税    | 1  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 年1回 |
| 国民健康保険税  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7   | 8   | 9   | 10 | 11 | 12 | 毎月  |

4月の口座振替 4月27日(月) 納付書納期限 4月30日(木)

5月の口座振替 5月25日(月) 納付書納期限 6月1日(月)

★引き落とし日の前営業日まで口座をご確認ください。

★納付書納付は、最寄りの金融機関又は役場会計にてお願いします。



# 地域包括支援センター便り

## 大鹿村の要介護者の状況は？



担当：田中雅子

認定者の原因疾患は、「関節・筋肉疾患」が一番多く、次いで「脳血管疾患」「骨折・骨粗しょう症」「認知症」と続きます。原因疾患の上位を占める「関節・筋肉疾患や骨折」等は日頃から筋力をつけておくことが、状態の悪化を防ぐ鍵になります。



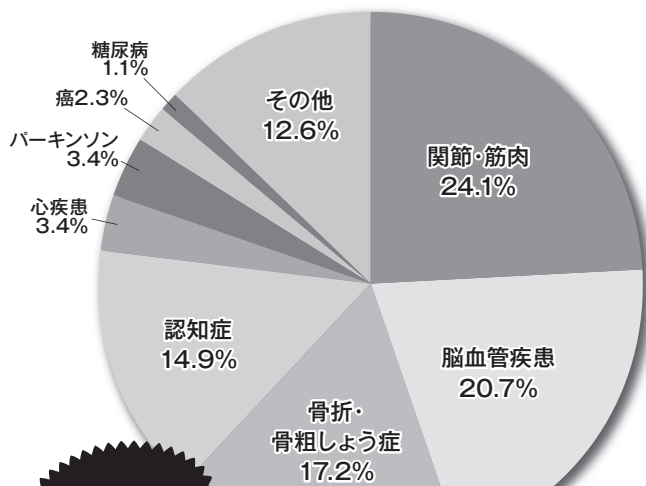
**筋力を落とさないように  
体を動かしましょう！**

また、二番目に多い「脳血管疾患」は、血圧の管理や脂質異常の改善等により予防可能な場合が多いです。また、脳血管疾患から認知症になる場合も多いため、脳血管疾患の予防は重要です。



**バランスの良い食事を  
心がけましょう！**

### 平成26年度 介護保険原因疾患



H26.10.1現在  
認定者87人



## 平成28年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

平成27年 1月14日 宮内庁

- 一 平成二十八年歌会始のお題  
「人」と定められました。  
(注)お題は「人」ですが、歌に詠む場合は「一人」の文字が詠み込まれていなければよく、「人材」「若人」のような熟語にしても差し支えありません。
- 二 詠進歌の詠進要領  
(1) 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。  
(2) 書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日、性別及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)。なお、主婦の場合は、「主婦」と書いても差し支えありません。  
(3) 用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意(但半紙サイズ二十四cm×三十三cmの横長とし、毛筆でなくても差し支えありません)。  
(4) 病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。  
ア 代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。  
イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。
- 三 注意事項  
次の場合には、詠進歌は失格となります。  
(1) お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないもの・又用紙が縦長の場合  
(2) 一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
- (3) 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合  
(4) 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合  
(5) (2)に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌  
(6) 住所、電話番号、氏名、生年月日、性別、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合
- 四 詠進の期間  
お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、消印が九月三十日までのものを有効とします。
- 五 郵便のあて先  
〒〇〇〇〇〇〇〇〇 宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。
- 六 疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月二十日までに問い合わせてください。また、宮内庁ホームページ(<http://www.kunacho.go.jp>)を御参照ください。

書式図  
(横長)

| お題 「人」 |    |
|--------|----|
| 〒      | 住所 |
| 電話     | 番号 |
| 氏      | 名  |
| 姓      | 名  |
| 生      | 年  |
| 月      | 日  |
| 性      | 別  |
| 職      | 業  |





大鹿村の

# 地域おこし協力隊・集落支援員新聞

—2年目を迎えて—



木下隊員

いつも、お世話になっていきます。地域おこし協力隊2年目を迎えることになりました、上市場に住んでいる木下です。昨年は塩の里・いちご組合・農業委員会・野菜の宅配事業の活動と県内外へ様々な研修へ参加してきました。今年は、秋葉路での野菜管理と野菜の宅配事業を主な活動とし、様々な研修へも参加していく予定です。同時に地域おこし協力隊としての「自分のあり方」や「自分のやるべきこと」、そして「村でやるべきこと」を自分の中で答えを出すために今年も村内外で色々なお話が聞ければなと思っています。「地域おこし」の主体となるのは『村に住む皆さん』であり、行政や協力隊、民間企業ではないと思います。何となくの考えはありますが、具体的な説明はまだ出来ません。じっくりと時間をかけ、考えていこうと思います。

追記：今年は秋葉路にいたことが多いいと思います。何かありましたら、お出かけください。逆に、聞きたいことがある時は私が皆さんのところへ伺うかもしれません。その時は、よろしくお願いします！

(以前、靴屋に勤めていましたので、靴のお手入れなどのご相談も承ります！笑 道具もそれに揃えてありますので！)



榎原隊員

こんにちは。博物館の榎原です。昨年4月に大鹿村へ来てから、ちょうど1年が経ちます。あっという間の1年間でしたが、本当に色々なことがあり、また多くの方にお世話になりました。

私は大鹿村のことは勿論、地域おこし協力隊についてもよく知らず、ただ博物館で働いてみたいという漠然とした気持ちで大鹿村へ来ました。そんな私ですが、今は来て良かったと思っています。なぜなら、ここでしか体験できないことが沢山あったからです。

中央構造線博物館に関わってから、まだ1年ですが、お客様への対応や資料整理などの通常業務に加え、ジオパーク全国大会のツアーガイドなど、様々な体験をすることができました。昨年度はジオパーク全国大会に加え、エコパークへの登録など、南アルプスではイベントが目白押しでした。博物館はそれらに関わることが多く、忙しいと同時に充実した日々を送ることができました。

一方、専門的な知識も経験も無く、言われたことをやるだけで精一杯な面もありました。これまでの反省と経験を生かし、今年度は自分から積極的に行動できるようにしたいです。今後ともよろしくお願いいたします。



こんにちは。集落支援員の河本です。昨年度は先輩であった永田支援員について回り、福祉、農業、定住対策、また各集落の様子やお祭りのことなども、少し勉強させていただきました。今年度からは集落支援員はたった一人になってしまいました。不安もありますが、毎日新しい発見や楽しみを見つける、そんな一年になるのではないかと、ワクワクしています。1年間勉強させていただいて、見て、聞いて、感じたことがたくさんあります。大鹿村の人たちは少ない人口で、それぞれの役割をこなし、生き生きと暮らしている。一年通して、自然と共にあり、働き、まめである。こんな人も自然もうつくしい村で、働き、暮らしていけることに感謝しています。最後に、自治会などの小さな単位で皆様に寄り添った活動ができれば、と思っております。お力添えできることがあれば、ぜひご相談ください。よろしくお願い致します。



河本支援員

# 村の掲示板

## 大鹿村特別職報酬審議会概要報告

平成27年2月9日に特別職報酬審議会を開催し、平成27年度以降の報酬額等について審議をおこないました。  
村長からの諮問事項は

### 1. 大鹿村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例に定める給与の額と期間について

平成25年度より、条例に定める額から村長が13%、副村長及び教育長が9%の減額をおこない、さらに期間を定め村長、副村長が7%、教育長が5%の減額をおこなっています。現在の地域を取り巻く経済環境等に特段の変化もないことから、引き続き減額をすることを審議願いたい。

### 2. 議会の議員の報酬等条例に定める額と期間について

議会議員の報酬については、議員定数の削減により議員活動等の負担も増え、また下伊那郡下での議員報酬は低位であるので、平成23年度より続いている議長3%、議員10%の減額はおこなわず、条例どおりの額とすることを審議願いたい。

審議会からの答申内容は

### 1. 特別職の職員の給与等について

地域を取り巻く経済情勢は、25年度と比べ大きな変化はなく、引き続き減額すべきである。しかし近隣町村の状況も考慮して、村長、副村長が5%程度、教育長が3%程度の減額率とすべきである。期間は今後の経済情勢を注視し27年4月1日より2年間とする。

### 2. 議会議員の報酬等について

議員定数の削減により議員活動の負担が増加していることや、下伊那郡下でも本村の議員報酬は低位であること、また諸般の情勢を考慮して減額はおこなわず、条例どおりの額とすべきである。

平成27年4月から特別職の給与及び議会議員の報酬等は次のようになります。

|              |          |       |          |
|--------------|----------|-------|----------|
|              | 給 与      |       | 報 酬      |
| 村 長          | 600,000円 | 議 長   | 233,000円 |
|              | 570,000円 |       |          |
| 副 村 長        | 538,000円 | 副 議 長 | 161,000円 |
|              | 511,000円 |       |          |
| 教 育 長        | 472,000円 | 委 員 長 | 148,000円 |
|              | 458,000円 |       |          |
| 上段：条例で定めた額   |          | 議 員   | 135,000円 |
| 下段：減額し支給される額 |          |       |          |

## 大鹿村国民健康保険運営協議会概要報告

国保運営協議会が2月25日(水)役場2階協議会室にて開催されました。

### \* 協議事項

#### (1) 平成26年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算(案)について

医療給付費が大幅に伸びたための補正であり、承認されました。

#### (2) 平成27年度大鹿村国民健康保険特別会計当初予算(案)について

検討していただき、承認されました。

#### (3) 平成27年度大鹿村立診療所特別会計当初予算(案)について

検討していただき、承認されました。

#### (4) 制度改正について

平成27年度より国保税賦課限度額の増額・国保税の2割5割軽減が拡充されます。

平成27年1月より出産育児一時金の制度改正がありました。

#### (5) その他

平成30年度より国保の運営主体が各市町村から県に移り税率などが統一になることから今後、基金や国保税率をどうしていくかを具体的に検討していくこととなりました。そのため次年度以降の保険料については、段階的に引き上げていくという方針を確認しました。

平成27年

# 人事異動

## 大鹿小学校

平成27年3月31日付 異動

- 小林 正典  
茅野市立豊平小学校へ
- 月岡 英明  
高山村立高山小学校へ
- 高橋 秀行  
高森町立高森南小学校へ
- 吉川 登  
下條村立下條小学校へ
- 大江 歩  
飯田市立浜井場小学校へ
- 福島 恵  
安曇野市立穂高東中学校へ
- 平成27年4月1日付 異動
- 佐々木 豊  
松川町立松川中央小学校より
- 宮崎 聡  
麻績村立麻績小学校より
- 木下 篤史  
飯田市立伊賀良小学校より
- 宇佐美雅樹  
松本市立開明小学校より
- 中塚 雅彦  
豊丘村立豊丘南小学校より

## 大鹿中学校

平成27年3月31日付 異動

- 板倉 新一  
飯田市追手町小学校へ
- 芳賀 玲子  
飯田市高陵中学校へ
- 飯村 正雄  
飯田市飯田西中学校へ

平成27年4月1日付 異動

- 大蔵 徹子  
豊丘村立豊丘中学校より
- 高見澤賢太  
新規採用

## 役場関係

平成27年3月31日付 異動

- 産業建設課農林振興係  
竹村 秀明  
(長野県からの研修派遣終了)
- 管理栄養士  
牧野久美子  
(嘱託期間の終了)
- スクールバス運転手  
北島 寿男  
(委託期間の終了)
- 地域おこし協力隊  
竹岡 栄作  
(期間満了)
- 地域おこし協力隊  
大谷 瑠璃  
(期間満了)

○集落支援員

永田幸太郎  
(期間満了)

平成27年4月1日付 異動

- 教育委員会事務局長  
兼 事務局係長  
北村 尚幸  
(課長補佐 事務局係長)
- 総務課 課長補佐 行政係長  
森上 安弘  
(保健福祉課 課長補佐 福祉係長)
- 保健福祉課 課長補佐 福祉係長  
磯部 孝行  
(総務課 課長補佐 行政係長)

○保育所長

板山 裕子  
(所長補佐)

○総務課 リニア対策室長  
岩間 洋  
(住民税務課 管理係長)

○住民税務課 管理係長  
後藤 慎治  
(住民税務課 管理係)

○産業建設課農林振興係  
丸山 翔  
(長野県研修派遣終了)

【非常勤職員】

○住民税務課  
菅沼佐知子  
(総務課)

○産業建設課

小塩 明美  
(住民税務課)

○スクールバス運転手委託

小坂 和善

平成27年4月1日付 新規採用

- 教育委員会出向  
小林 瑠伊
- 管理栄養士  
保健福祉課 保健医療係  
塩澤 大樹
- 総務課企画財政係  
滝澤 拓也
- 住民税務課 管理係  
前澤明日斗

## 消防団関係

|         |       |
|---------|-------|
| 団 長     | 下澤 一彦 |
| 副 長     | 北澤 誠  |
| 本 部 長   | 森上 安弘 |
| 主 任     | 中村 勝利 |
| 本 部 員   | 岩間 洋  |
| 分 団 長   | 相澤 正昇 |
| 副分団長    | 小川 大地 |
| 機 関 長   | 塩沢 英明 |
| 救 護 長   | 松浦 清  |
| 第一 班 長  | 永田幸太郎 |
| 第二 班 長  | 中川 佳久 |
| 一班 副班長  | 丸山 翔  |
| 一班 機 関  | 青木 連  |
| 一班 救 護  | 木下 雄貴 |
| 二 班 副班長 | 榊原 貴志 |
| 二 班 機 関 | 池田 洸一 |
| 二 班 救 護 | 近藤 光央 |
|         | 河本 祐作 |

## 副村長が再任されました



任期満了に伴い、長尾勝副村長が再任され、三月定

例村議会において同意が得られました。任期は平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までです。

## 教育委員が選任されました

教育委員に、小島博行さん(上蔵)が新しく選任され、三月定例村議会において同意が得られました。任期は平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までです。

## 固定資産評価審査委員会委員が再任されました

議会三月定例会において、固定資産評価審査委員会委員に間瀬公夫氏と岩本純一氏が再任され三月定例議会において同意が得られました。

任期は平成二十七年三月二十五日から平成三十年三月二十四日までの三年間です。



## 村の行事予定

### 4月

- 16日 自治会長会議
- 18日 大鹿さくら祭り
- 18日 くみ取り
- 21日 ダンボール・牛乳パック等収集日
- 21日 大鹿村議会議員選挙告示
- 23日 プラスチック容器包装の収集日
- 26日 大鹿村議会議員選挙投票開票日

### 5月

- 2日 くみ取り
- 3日 大鹿歌舞伎春の定期公演
- 7日 プラスチック容器包装の収集日
- 12日 ビン類・ペットボトルの収集日
- 15日 狂犬病予防注射（第二次）
- 21日 プラスチック容器包装の収集日
- 24日 消防団水防訓練
- 26日 チラシ・雑誌等の収集日
- 30日 くみ取り
- 下旬 埋立ごみの収集日

### 6月

- 3日 南アルプス大鹿登山口開山式
- 4日 その他プラスチックの収集日
- 6日 くみ取り
- 9日 紙製容器包装の収集日
- 11日 プラスチック容器包装の収集日
- 16日 空缶と鉄類の収集日
- 20日 くみ取り
- 23日 新聞紙の収集日
- 25日 プラスチック容器包装の収集日
- 25～27日 美しい村世界大会（北海道美瑛町）

### 7月

- 1～3日 通学合宿
- 4日 くみ取り
- 9日 プラスチック容器包装の収集日
- 14日 ビン類・ペットボトルの収集日
- 18日 くみ取り
- 23日 プラスチック容器包装の収集日
- 28日 ダンボール・牛乳パック等収集日
- 下旬 埋立ごみの収集日

## 新任職員挨拶

### 教育委員会出向 小林 瑠伊



4月より、大鹿村教育委員会でお世話になっております。実は1年半ほど前から教育委員会でお仕事させて頂いておりましたが、今回改めてご挨拶させて頂きます。主に大鹿村の小・中学生に関わる業務を担当させて頂いており、子どもたちの笑顔にいつも元気をもらっています。まだまだ未熟ですのでみなさんにご迷惑をお掛けしてしまう事も多々あるかと思いますが、お役に立てるように一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。

### 保健福祉課勤務 塩澤 大樹



4月から保健福祉課でお世話になります、管理栄養士の塩澤大樹と申します。

3月までは飯田保健福祉事務所で働いており、行政での仕事は2年目になります。わからないことばかりで不安もありますが、まずは皆さんの顔を早く覚えお話できるようにになりたいと思っています。

食事は、すべての方がやめることができません。また、食事は積み重ねで、今は何気なく食べている一食もとても大切です。そんな食事から、皆さんの健康を保つお手伝いをしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 総務課勤務 滝澤 拓也



4月から大鹿村役場の総務課でお世話になります、滝澤拓也と申します。3月まで大学に通っていたため、ここでの仕事が初めてとなります。地元は駒ヶ根市なので、分からないことや知らないことなどたくさんあると思いますが、早く仕事を覚え、皆さんのお役にたてるよう努力していきたいと思っています。

また、自然豊かできれいな村を守っていくためにも消防団での活動も全力を注いでいきたいと思っています。

社会人一年目のため、期待や不安も大きいですが、一日でも早く仕事に慣れていきたいと思っています。これから住民の皆さんと関わる機会も多くなってくると思いますが、見かけたら気軽に声をかけてください。よろしくお願いいたします。

### 住民税務課勤務 前澤 明日斗



4月より大鹿村役場住民税務課でお世話になります。3月まで飯田にいますOIDE長姫高校の生徒でした。

私は、働くという経験は今回が初めてのため、分からないことばかりでご迷惑をお掛けしてしまうことが多々あるかと思いますが、大鹿村の皆さんと過ごす一瞬一瞬を大切にしながら、日々学んでいきたいと思っています。

できるだけ皆さんのお役にたてるように、これから努力して頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



# 大鹿歌舞伎春の定期公演について

日時 平成27年5月3日(日) 開演 正午～(終了予定4時頃) 入場 無料

## 開場 午前8時より

(この際、先着順に整理券をお渡しします。座布団を必ずご持参いただき、席を確保してください。なお、席取りは1人10人分までとさせていただきます。)

## 会場 大磧神社舞台(大鹿村大河原3402-2)

(雨天:大鹿小学校体育館)

## 演目 「神霊矢口渡 頓兵衛住家の段」

(しんれいやぐちのわたし とんべえすみかのだん)

## 「一谷嫩軍記 熊谷陣屋の段」

(いちのたにふたばぐんき くまがいじんやのだん)

※お弁当を注文される方は、下記へお申し込みください。

●大鹿村観光協会(ろくべん 2500円 50食限定)  
☎0265-39-2929

●塩の里食事処(1200円)  
☎0265-39-2338

●ペンションはいから(1200円)  
☎0265-39-2928

●赤石荘(1200円)  
☎0265-39-2528

●歌舞伎弁当(みどり会)(1400円 250食)  
大鹿村役場産業建設課 ☎0265-39-2001

※ゴミは必ずお持ち帰りください。

※駐車場は会場周辺に臨時的駐車場を設け、係のご案内しますのでご利用ください。当日お客様多数にて混雑が予想されますのでお早めにおいで下さい。

※臨時バスが伊那大島駅を午前9時15分に出発します。帰りは終了しだい降車場所(小波橋バス停)から出ます。(料金片道1,000円)帰りは終了次第、伊那大島駅までバスが出ます。

※取材申請:各メディアの取材については事前に必ず事務局までお申込ください。なお、状況によっては取材の制限をさせていただきますのでご承知ください。



主催 大鹿村・大鹿歌舞伎保存会

お問合せ 大鹿村教育委員会(大鹿歌舞伎保存会事務局)  
☎0265-39-2100(直通) FAX0265-39-1023  
E-mail kyoiku@vill.ooshika.lg.jp

## あんなこと こんなこと カメラリポート

### 道路河川愛護団体知事表彰

3月10日飯田合同庁舎において、河合・塩河にここ集会が平成26年度道路河川愛護団体知事表彰感謝状を受章されました。

河合・塩河にここ集会は、平成19年3月に長野県と協定を締結し「信州ふるさとの道ふれあい事業(アダプトシステム)」として、国道152号線の西地区から塩河地区の道路沿いの草刈りや花壇の整備続けて来られました。この功績と「日本で最も美しい村・大鹿村」を目指し道路を美しく維持する熱意が認められ、この度の受賞となりました。



### 信州ふるさとの道ふれあい事業(アダプトシステム)について

アダプトとは「養子縁組をする」という意味です。住民が道路などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒を見る(清掃・美化)ことから命名されました。自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に美化活動を進める制度で、平成15年度から長野県の事業として実施しています。

村内では、河合・塩河にここ集会の他アスナロボランティア、上蔵きれいにし隊、塩原SN花の会、大協建設(株)地域活力クラブが協定を結び実施しています。